

「横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」に関する協働契約書（ひな形）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）と横浜市とは、横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業実施要綱（令和2年9月16日市地活第237号）に定める事業（以下「事業」という。）の実施に当たって、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）（以下「条例」という。）第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この契約は、事業の実施に当たって、事業者と横浜市双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業者と横浜市は、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（事業目的の共有）

第2条 事業者と横浜市は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下においても、地域の絆をつなぎ、自治会町内会活動を継続・活性化していくため、ICTを活用した新しい活動スタイルを支援するという事業目的を共有する。

（事業の概要）

第3条 事業者及び横浜市は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。
なお、計画の変更が生じる場合は、事業者と横浜市が協議の上、決定する。

- (1) 事業名 横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業
- (2) 事業対象 地区連合町内会
- (3) 事業内容 ICTを活用した会議、情報伝達等の体験、相談対応 等
- (4) 事業実施期間 令和2年10月●日から令和3年3月31日まで

（役割及び責任分担等）

第4条 事業者及び横浜市は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

必須項目	事業者の役割	横浜市の役割
オンライン会議、LINEその他のツール使った情報伝達・共有等の体験	1 講座の企画及び実施 2 参加団体との連絡調整 3 会場設営、運営サポート 4 会議ソフトやLINE等の活用方法紹介 5 上記に係る相談及び講座資料の配布 6 参加者アンケートの実施、集計、実施報告書の作成	1 事業広報、事業者提案とりまとめ 2 地区連合町内会との連絡調整 3 参加団体募集、とりまとめ 4 講座の企画・実施協力 5 アンケート全体分析
ICT活用に関連した相談対応	1 相談会の企画及び実施 2 電話・メール等による質問、相談対応 3 相談対応記録の作成	1 地区連合町内会との連絡調整 2 相談会の企画・実施協力 3 相談事例のまとめ、紹介

今後のICT活用に向けた提案	ICT活用に向けての課題整理、活用手法の提案	ICT活用に関する今後の支援策の検討
----------------	------------------------	--------------------

- 2 事業者及び横浜市は、前項に定めるもののほか、事業実施途中で役割が生じた場合は、事業者と横浜市が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

(事業の進め方)

第5条 事業者及び横浜市は、申込のあった地区連合町内会等に対し、協働で事業に取り組むにあたり、事業実施計画の策定を行う。

- 2 事業者及び横浜市は、前項で定める事業実施計画に基づき、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。
- 3 事業者及び横浜市は、事業実施後に条例第15条の規定に基づき事業評価を実施する。

(経費分担)

第6条 事業に必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、横浜市は、1地区連合町内会につき300,000円を上限として人件費を負担し、事業者は、残る経費を全て負担するものとする。

- 2 事業者及び横浜市は、関連する法令に基づき、経費を適正に執行する。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第7条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については事業者及び横浜市の両者に帰属するものとする。ただし、事業者又は横浜市の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

- 2 事業者又は横浜市は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第8条 事業者及び横浜市は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、事業者又は横浜市が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

- 2 事業者は、事業実施の際の秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、条例第13条及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(公開の原則)

第9条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、事業者及び横浜市はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(契約の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、契約書の締結の日から第5条第3項に定める事業評価が終了するまでとする。

(契約の解除)

第 11 条 事業者及び横浜市は、事業者又は横浜市がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、事業者及び横浜市は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、契約書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 2 年 10 月●日

○○○○○○○○○○ (所在地)

○○○○○ (事業者名)

代表 ○○ ○○ 印

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市

横浜市長 ○○ ○○ 印